

## 県民健康管理調査「健康診査」 検査結果の再確認について

平成 24 年度県民健康管理調査「健康診査」における血液検査結果データ 9 人分の一部に転記誤りがあったことが判明したため、平成 25 年 12 月 26 日に記者会見を行い、数値データの誤りの他、判定区分に差違を生じることとなった受診者の方々に謝罪するとともに、公表資料の一部にも誤りを発生させたことについて関係の方々に、さらには県民の皆様にお詫び申し上げます。

全容把握のため、血液検査結果について、手作業で転記している施設健診、個別健診、県内小児健診及び県外健診を中心に、受診録と血液検査結果伝票値との再確認を平成 25 年 12 月 26 日付けで関係する健診機関、医療機関、県外健診代行機関及び市町村に依頼しました。また、手作業以外のものについても、受診録に正しい数値が記載されているか関係機関に確認を依頼しました。

その後、平成 26 年 2 月 7 日の第 14 回「県民健康管理調査」検討委員会において、確認作業の中間報告を行いました。これらの確認作業が終了し、3 月 25 日に記者会見を行いましたので、その概要について報告いたします。

### 記

#### 1 転記誤りの概要

平成 24 年度県民健康管理調査「健康診査」結果に関する再確認総数は、手作業転記の 23,857 件を含め 59,280 件でした。

転記誤りは、すべて、手作業による転記から発生しており、施設健診 49 件、個別健診 33 件、県内小児健診 787 件、県外健診 109 件の合計 978 件でした。978 件のうち転記の誤りがコレステロール等個々の項目別判定誤りに結びついたものが 20 件、そのうち総合・疾患別判定誤りとなったものが 9 件あることが判明いたしました。

	対象者数	血液検査 処理	再確認		転記誤り			
			確認数	確認率	誤数	誤率	項目別判定誤り	左記のうち 総合・疾患 判定誤り
① 市町村 上乘せ健診	23,907	システム 処理	23,907	100.0%	0	0.0%	0	0
② 施設健診	364	手作業 転記	364	100.0%	49	13.5%	0	0
③ 職域 上乘せ健診	913	システム 処理	913	100.0%	0	0.0%	0	0
④ 集団健診	10,603	システム 処理	10,603	100.0%	0	0.0%	0	0
⑤ 個別健診	6,692	手作業 転記	6,692	100.0%	33	0.5%	7	5
⑥ 県内小児健診	9,534	手作業 転記	9,534	100.0%	787	8.3%	7	2
⑦ 県外健診	7,267	手作業 転記	7,267	100.0%	109	1.5%	6	2
計	59,280		59,280	100.0%	978	1.6%	20	9

#### 2 原因

「健康診査」のうち、施設健診、個別健診、県内小児健診、県外健診においては、検査を実施する医療機関が採血後、血液検査の分析を外部に委託している例が多数あります。当該医療機関が、完了した血液検査結果伝票（紙ベース）の値を受診録に転記する際、数値の桁数誤りや、記入する欄にズレが生じるなどしたためです。

### 3 受診者への対応

誤り 978 件への対応については、まず、判定誤りの影響の大きい総合・疾患別判定誤り 9 件については福島医大の医師が面会しお詫び及び経過説明の上、訂正した結果をお渡しすることを基本としておりましたが、4 件については、訪問により、お詫び及び経過説明の上、訂正した結果をお渡ししました。残りの 5 件については、相手からそこまでの必要がないとの申し出があったことにより、健診実施機関等が電話でお詫び及び経過説明の上、訂正した結果を郵送しました。

また、総合・疾患別判定誤りに到らない項目別判定誤り 11 件（20 件-9 件）については、電話で健診実施機関等からお詫び及び経過説明の上、訂正した結果を郵送しました。

次に、判定に誤りの無い 958 件については、健診実施機関等が文書でお詫び及び経過説明の上、訂正した結果を郵送しました。

### 4 再発防止策

#### (1) 個別健診

医療機関における血液検査結果転記に際して複数人による確認作業の徹底を図るとともに、通知機関において血液検査結果伝票の検査結果値と受診録に記載された検査結果値をそれぞれ電子データ化し、コンピュータで値に差異があるかチェックします。

#### (2) 県内小児健診

医療機関における血液検査結果転記に際して複数人による確認作業の徹底を図るとともに、受診録提出時に血液検査結果伝票添付の義務づけを徹底し、通知機関である福島医大でも再度チェックするとともに、一定値以上(以下)の機械的チェックを行います。

#### (3) 県外健診

医療機関における血液検査結果転記に際して複数人による確認作業の徹底を図るとともに、受診録提出時に血液検査結果伝票添付の義務づけを徹底し、通知機関においても再度チェックするとともに、一定値以上(以下)の機械的チェックを行います。

#### (4) 施設健診

実施主体である市町村に対し、医療機関における血液検査結果転記に際して複数人による確認作業の徹底を図るなどの再発防止策を依頼いたしました。